7　「平均演色評価数Ra」の測定方法は、ＪＩＳ　Ｃ　7801（一般照明用光源の測光方法）及びＪＩＳ　Ｃ　8152―２（照明用白色発光ダイオード（ＬＥＤ）の測光方法―第２部：ＬＥＤモジュール及びＬＥＤライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

8　本項のＬＥＤ照明器具の「ダウンライト」とは、ＪＩＳ　Ｚ　8113：1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。

9　本項のＬＥＤ照明器具の「高天井器具」とは、ＪＩＳ　Ｚ　8113：1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束12,000lm以上のものをいう。

10　本項のＬＥＤ照明器具の「ＬＥＤモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70％まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、ＪＩＳ　Ｃ　8152―３（照明用白色発光ダイオード（ＬＥＤ）の測光方法―第３部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。

11　ＬＥＤ照明器具の全光束測定方法については、ＪＩＳ　Ｃ　8105―５：2011（照明器具―第５部：配光測定方法）に準ずるものとする。

12　本項の「ＬＥＤを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するＬＥＤ光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。

13　本項のＬＥＤを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50％まで減衰するまでの時間とする。

14　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

15　調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。

16　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表１　蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
使用用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち２本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8
		蛍光ランプの大きさの区分が86未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5
	コンパクト形のもののうち２本管形以外の		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く。）	91.6
		使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光ランプの大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光ランプの大きさが20の直管形蛍光ランプを使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

備考）１　「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはＪＩＳ　Ｃ　7617―２（直管蛍光ランプ―第２部：性能仕様）の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあってはＪＩＳ　Ｃ　7617―２の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはＪＩＳ　Ｃ　7618―２の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあってはＪＩＳ　Ｃ　7618―２の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

２　エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年３月19日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

表２　ＬＥＤ照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	110lm／W以上
昼白色	
白　色	
温白色	75lm／W以上
電球色	

備考）１　「光源色」は、ＪＩＳ　Ｚ　9112（蛍光ランプ・ＬＥＤの光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。

２　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「ＬＥＤ照明器具」に含まれないものとする。

３　ダウンライトのうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色であって、かつ器具埋込穴寸法が300㎜以下のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を85lm／W以上とする。

４　高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を100lm／W以上とする。

⑵　目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

12―２　ランプ

⑴　品目及び判断の基準等

蛍光ランプ（大きさの区分40形直管蛍光ランプ）	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．ランプ効率が100lm／W以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ．管径は25.5（±1.2）㎜以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均５㎎以下であること。 オ．定格寿命は10,000時間以上であること。